

住生活基本計画（全国計画）の見直しについて

1. 住生活基本法

○住生活基本法（平成18年法律第61号）（抄）

第一条

この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 住生活基本計画（全国計画）

○住生活基本計画（全国計画）の策定（平成18年9月閣議決定）

（同計画における目標）

1. 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への継承
2. 良好な居住環境の形成
3. 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
4. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

○住生活基本計画（全国計画）の一部変更（平成21年3月閣議決定）

○住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月閣議決定）

（同計画における目標）

1. 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築
2. 住宅の適正な管理及び再生
3. 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
4. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

（参考）住生活基本計画の見直しに係る関係条文等

○住生活基本法（平成18年法律第61号）（抄）

第十五条

- 3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、（略）、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。
- 5 国土交通大臣は、全国計画について第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に通知しなければならない。
- 6 前三項の規定は、全国計画の変更について準用する。

○住生活基本計画（全国計画）（抄）

第4 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

2 政策評価の実施計画及び計画の見直し

（略）なお、本計画は（略）、10年間を計画期間として定めるものであるが、今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行う。